

## 確定拠出年金の施行状況について

- ・ 確定拠出年金の施行状況について …………… 1 頁
- ・ 確定拠出年金企業型年金規約一覧 …………… 3 頁
- ・ 企業型年金の運用実態について …………… 6 頁
- ・ 確定拠出年金制度の概要 …………… 9 頁

# 確定拠出年金の施行状況について

平成14年6月18日現在  
厚生労働省年金局

## 1. 確定拠出年金法の施行（平成13年10月）

○ 確定拠出年金法は、平成13年6月の通常国会において成立した後、関係政省令の公布等種々の準備を経て、同年10月に施行された。

- ・ 7月 政省令の公布
- ・ 8月 関係通知の発出
- ・ 9月 関係団体等に対する説明会、地方厚生局との事務打ち合わせ

## 2. 確定拠出年金導入に向けての動き

○ 確定拠出年金制度における運営管理機関については、平成13年10月の施行以降、平成14年6月18日現在で184社の登録が行われたところである。

○ 確定拠出年金実施事業所として、平成13年12月11日付けで、日立製作所、すかいらーく、野村証券、日興コーディアルグループ、大和証券グループ等15社に対し、関東信越厚生局において企業型年金規約の承認を行った。その後順次承認を行い、平成14年6月18日現在で105社（又はグループ）が承認済である。

○ 個人型年金については、国民年金基金連合会が実施主体とされており、法に基づき設置が義務づけられている規約策定委員会において、個人型年金規約について検討が行われ、規約案が議決された。

国民年金基金連合会では個人型年金規約の承認申請を行い、平成13年12月17日付けで承認されたことにより、平成14年1月4日から運営管理機関を通じて受付を開始したところである。

【個人型年金の加入者等（5月までの加入者）】

- ・ 第1号加入者 782名
- ・ 第2号加入者 530名
- 計1,312名
- ・ 事業所登録 683事業所

注：個人型年金の第2号加入者（厚生年金保険の加入者）となる場合は、あらかじめ使用されている適用事業所の登録を行う必要がある。

### 3. 広報などの取り組み

- 法成立の後、テレビ、ラジオ、広報誌等様々な媒体を用いて、制度の広報を行っている。平成13年10月にはポスター10万枚、企業型及び個人型のパンフレット各40万部を作成し、商工会議所、金融機関、厚生労働省の地方出先機関等を通じて配布したところである。
- また、確定拠出年金制度において重要な意味を持つ、加入者に対する「投資教育」については、関係通知で具体的な内容を明らかにし、企業や運営管理機関等への周知徹底を図っているところである。投資教育については、金融機関のほか商工会議所等も種々の取り組みを進めており、行政としても積極的に支援していく考えである。

## 確定拠出年金企業型年金規約一覧（6月18日現在、105社）

○株式会社すかいらーく	東京都武蔵野市
○野村証券株式会社	東京都中央区
○株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区
○野村ホールディングス株式会社	東京都中央区
○株式会社日興コーディアルグループ	東京都千代田区
○ジェイ・アール・コンサルティング（東京海上なっとく401k）	横浜市青葉区
○株式会社日立製作所	東京都千代田区
○株式会社日興コンピュータシステム	横浜市鶴見区
○日興企業株式会社	東京都中央区
○ファインソール・ネットワーク・テクノロジーズ株式会社	横浜市鶴見区
○日興キャピタル株式会社	東京都中央区
○日興ビルディング株式会社	東京都中央区
○日興ビーンズ証券株式会社	東京都中央区
○日興ビジネスシステムズ株式会社	東京都江東区
○株式会社ユナイテッドアローズ	東京都渋谷区
○日本フィスバ株式会社	東京都渋谷区
○トオタス株式会社	東京都大田区
○松賀電子部品株式会社	東京都新宿区
○日本オラクル株式会社	東京都千代田区
○モリヤ株式会社	埼玉県東松山市
○サンリツオートメイション株式会社	東京都渋谷区
○ニッコクソフト株式会社	東京都新宿区
○日立アプリケーションシステムズ株式会社	東京都品川区
○株式会社エコス	東京都昭島市
○アプライドバイオシステムズジャパン株式会社	東京都中央区
○富士電機工事株式会社	横浜市鶴見区
○九州西友	福岡県福岡市
○株式会社アクセス	大阪府大阪市
○光洋機械産業株式会社	大阪府寝屋川市
○株式会社テラケン	東京都北区
○三井ダイレクト損害保険株式会社	東京都文京区
○株式会社新日本科学	鹿児島県鹿児島郡
○ケーピーエムジーコンサルティング株式会社	東京都千代田区
○株式会社サポートエー	東京都渋谷区
○日本イーアールアイ株式会社	東京都港区
○株式会社ブロードネットマックス	東京都港区

- 株式会社もしもしホットライン
- サンデン株式会社
- 須藤製糸株式会社
- 株式会社エヌエイチケイ文化センター
- 株式会社リロ・ホールディング
- トヨタ自動車株式会社
- 株式会社電通国際情報サービス
- 株式会社カトウ
- 三条印刷株式会社
- 三洋信販株式会社
- 株式会社ユードム
- 日本ベニヤ株式会社
- 南双サービス株式会社
- イゲタパイプ株式会社
- 松下AVCマルチメディアソフト株式会社
- 国際保険株式会社
- 松下情報システム株式会社
- ユースグループ
- 日本電気硝子株式会社
- 株式会社サイバーリンクス
- 株式会社東急ストア
- ビービーメディア株式会社
- イー・アクセス株式会社
- 安田火災シグナ証券株式会社
- 日商岩井株式会社
- 株式会社野村総合研究所
- 野村サテライト株式会社
- 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
- 野村インベスター・リレーションズ株式会社
- 野村ファンドネット証券株式会社
- 野村ビジネスサービス株式会社
- 野村土地建物株式会社
- 野村信託銀行
- 野村バブコックアンドブラウン株式会社
- 株式会社フジオカ
- 株式会社ファーストリテイリング
- 極東工業株式会社
- 株式会社日本マンパワー

- 東京都港区
- 群馬県伊勢崎市
- 茨城県古河市
- 東京都港区
- 東京都新宿区
- 愛知県豊田市
- 東京都中野区
- 愛媛県松山市
- 新潟県三条市
- 福岡県福岡市
- 茨城県水戸市
- 東京都港区
- 福島県双葉郡
- 大阪府大阪市
- 大阪府門真市
- 大阪府大阪市
- 大阪府大阪市
- 福井県福井市
- 滋賀県大津市
- 和歌山県和歌山市
- 東京都目黒区
- 東京都港区
- 東京都港区
- 東京都新宿区
- 東京都港区
- 東京都千代田区
- 東京都中央区
- 東京都千代田区
- 東京都新宿区
- 東京都中央区
- 東京都中央区
- 東京都中央区
- 東京都中央区
- 東京都中央区
- 長崎県長崎市
- 山口県山口市
- 広島県広島市
- 東京都千代田区

○アイマジー・プリシパル・ハーションズ 株式会社	東京都千代田区
○株式会社高組	北海道旭川市
○明生システムサービス株式会社	東京都千代田区
○株式会社ニュートン	東京都千代田区
○社団法人全国モーターボート競走会連合会	東京都港区
○ハイネケンジャパン株式会社	東京都渋谷区
○株式会社石垣	東京都中央区
○新明電材株式会社	埼玉県さいたま市
○株式会社ステップ	神奈川県藤沢市
○株式会社ブレインワークス	東京都中央区
○セイコー株式会社	東京都中央区
○東京電設サービス株式会社	東京都港区
○株式会社アドヴァン	東京都渋谷区
○株式会社ゴルフホリック	東京都渋谷区
○ニッセイアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区
○シーキスト・バロアジャパン株式会社	東京都千代田区
○株式会社良品計画	東京都豊島区
○アムス・インターナショナル株式会社	東京都豊島区
○マーポス株式会社	東京都大田区
○株式会社アプリケーション	東京都町田市
○旭サナック株式会社	愛知県尾張旭市
○株式会社東海理化電機製作所	愛知県丹羽郡
○進工業株式会社	京都府京都市
○株式会社ビジネステック	茨城県ひたちなか市
○栃木県民共済生活協同組合	栃木県宇都宮市
○エイビーパートナー株式会社	東京都千代田区
○フランク・ラッセル投信株式会社	東京都港区
○医療法人高原会	山梨県中巨摩郡
○サンコー防災	静岡県富士市
○株式会社デンソー	愛知県刈谷市
○株式会社ハタダ	愛知県岡崎市

企業型年金の運用実態について

平成14年5月末現在

- 企業型年金規約数 95社 (グループ)

(内訳)

従業員数	99人以下	30社
	100人～299人	27社
	300人～999人	18社
	1,000人以上	20社

- 企業型加入者数(指図者除く) 87,980人 (4月末現在)

- 運用商品 (品目数)

	300人未満	300人以上	全 体
平 均	14	13	14
最 多	35	35	35
最 少	4	5	4

- 運用商品の内訳 (平均品目数)

	300人未満	300人以上	全 体
預貯金	2	2	2
信託	1	1	1
有価証券	11	9	10
生損保	1	1	1

※ 信託はいわゆる信託会社への信託をいう。

- 自社株数

	300人未満	300人以上	全 体
自社株数	0	2	2

○ 掛金（円／年額）

	300人未満	300人以上	全 体
平 均	142,470	159,980	149,470
最高平均	209,930	261,830	230,690
最低平均	75,000	58,130	68,250
最 高	432,000	432,000	432,000
最 低	11,760	9,216	9,216

※ 平均値は加入者数を考慮しない単純平均となる。

○ 掛金の上限額を限度額に設定している規約数

上限額(円)	300人未満	300人以上	全 体
432,000	12	10	22
216,000	7	6	13

○ 他制度からの資産移換

	300人未満	300人以上	全 体
適 年	8	9	17
退職金	4	7	11
適年・退職金	1	4	5
厚年基金	0	1	1
な し	44	17	61

○ 他の企業年金の有無

	300人未満	300人以上	全 体
適 年	8	9	17
厚年基金	5	10	15
適年・厚年基金	5	0	5
な し	39	19	58



○ 加入形態

	300人未満	300人以上	全 体
全 員	18	4	22
一定資格	39	34	73
(うち希望)	6	7	13

# 確定拠出年金制度の概要

## 1. 確定拠出年金とその必要性

- 確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金。
- 現行の企業年金等は、給付額が約束されるという特徴があるが、一方、以下のような問題点があり、公的年金に上乘せされる部分における新たな選択肢として、確定拠出年金を導入することが必要。
  - ① 現行の企業年金等は中小零細企業や自営業者に十分普及していない。
  - ② 転職時の年金資産の移管が十分確保されておらず、労働移動への対応が困難。

## 2. 制度の概要

- 本制度は、加入者自らが運用指図を行う等自己責任に基づくもの。

### (1) 対象者（制度に加入できる者）及び拠出限度額（詳細は別紙参照）

- ① 企業型年金（企業拠出のみ） ----- 企業の従業員
- ② 個人型年金 ----- 自営業者等  
（加入者拠出のみ） ----- 企業の従業員（企業の支援のない者に限る）
- ③ 年齢は60歳未満の者
- ④ 企業又は加入者は、拠出限度額の範囲内で、掛金を拠出。

### (2) 運用

- ① 加入者が運用指図を行う。
- ② 運用商品は、預貯金、公社債、投資信託、株式、信託、保険商品等。
- ③ 3つ以上の商品を選択肢として提示するなどの基準を設定。

### (3) 転職の場合の年金資産の移換

- ① 資産残高（掛金と運用収益の合計額）は個々の加入者ごとに記録管理。
- ② 加入者が転職した場合には、転職先の制度に年金資産を移換。

### (4) 給付

- ① 老齢給付金、障害給付金、死亡一時金とし、老齢給付金、障害給付金は年金又は一時金として受給できる。
- ② 制度に加入し得ない者となったときは、拠出年数が3年以下である場合に、脱退一時金を受給できる。
- ③ 老齢給付金については、最初の拠出から10年以上経過している場合は60歳から受給可。10年経過していない場合も、遅くとも65歳から受給可。

### (5) 加入者保護

- 企業など制度関係者の忠実義務や行為準則等を定め、加入者保護を図る。

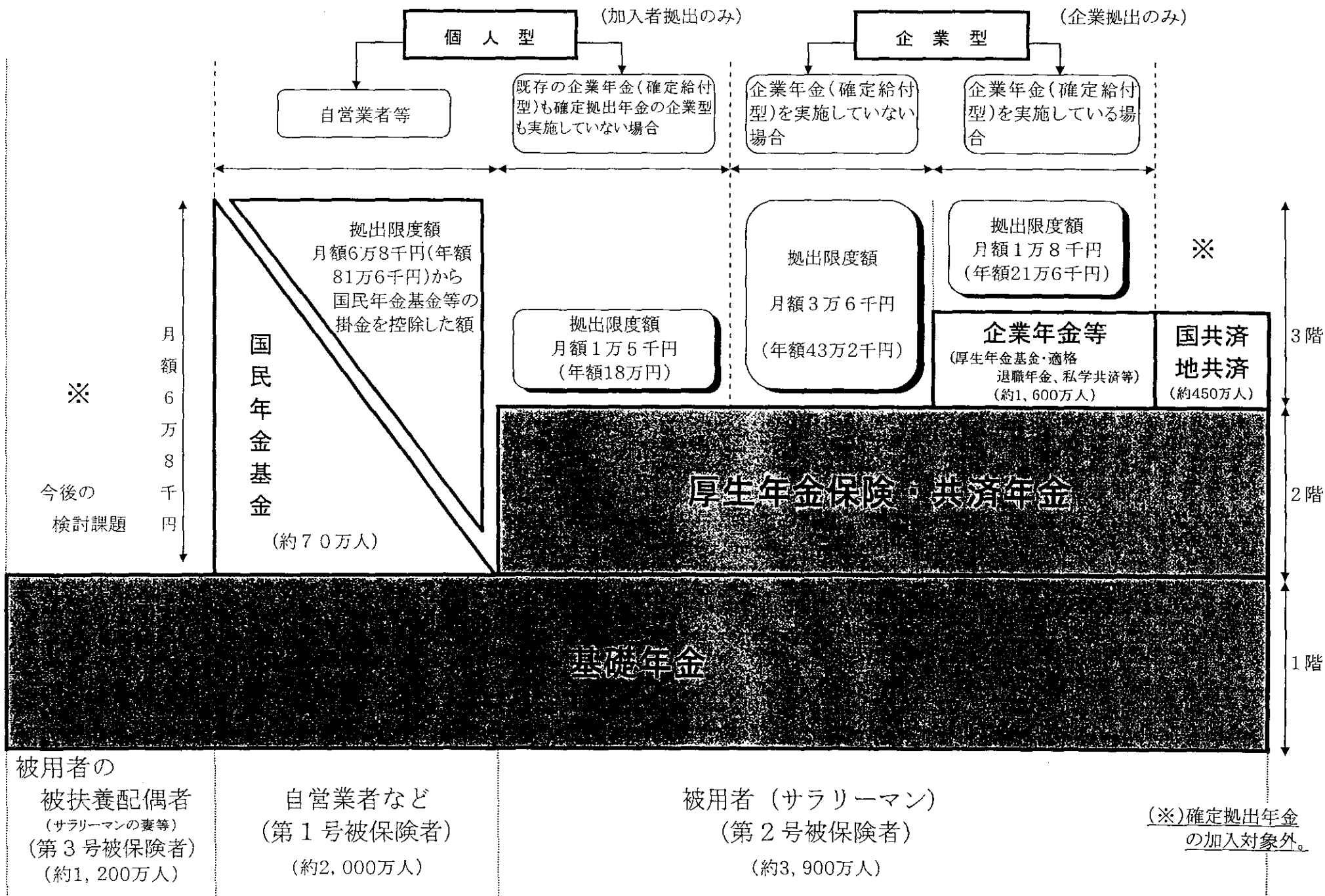
### (6) 税制

- ① 拠出段階 加入者の拠出は所得控除、企業の拠出は損金算入。
- ② 運用段階 年金資産に特別法人税を課税（平成14年度まで凍結）
- ③ 給付段階 年金の場合は公的年金等控除を適用。一時金の場合は退職所得課税を適用。

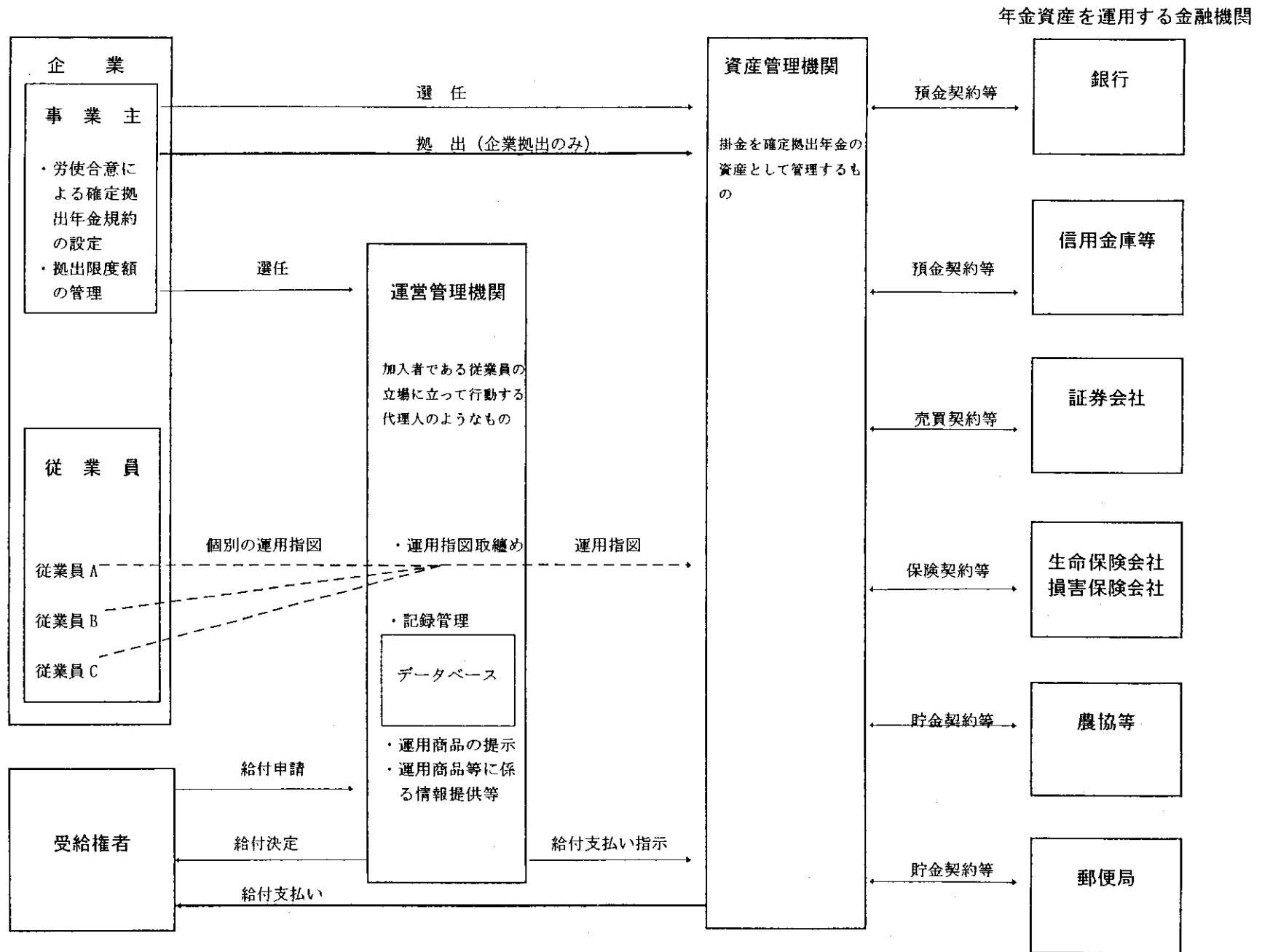
## 3. 施行

- 平成13年10月1日

確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係



# 確定拠出年金制度のイメージ図（企業型年金）



(注) 運営管理機関と資産管理機関、また、資産管理機関と年金資産を運用する金融機関を同一の機関が行うことは可能。また、企業が運営管理機関を兼ねることは可能。

# 確定拠出年金制度のイメージ図（個人型年金）

